

介護認定に基づく障害者控除(税申告)があります

問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

障害者控除適用の範囲が拡大されました

65歳以上の介護保険の認定を受けている人で、障害者手帳を取得していない場合でも、「障害者控除対象者認定書」により障害者控除の適用を受けることができます。

障害者控除の適用を受けられるのは

課税されている対象者本人、または対象者を扶養している人で課税されている人です。(非課税の人は受けられません)

認定書の交付を受けることができる人(対象者)は

合志市に住所をおく65歳以上の人で、下表のいずれかに該当する人です。

※すでに障害者手帳(1～6級)をお持ちの人は、交付を受ける必要はありません。



	障害区分	判定基準(市高齢者支援課で確認できます)	
障害者控除対象者	身体障害者(3～6級に準ずる)	介護保険認定調査の障がい高齢者の日常生活自立度	B 1またはB 2
	知的障害者(中度に準ずる)	介護保険認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅲ aまたはⅢ b
特別障害者控除対象者	身体障害者(1、2級に準ずる)	介護保険認定調査の障がい高齢者の日常生活自立度	C 1またはC 2
	知的障害者(重度に準ずる)	介護保険認定調査の認知症高齢者の日常生活自立度	ⅣまたはM

(平成20年12月31日基準日)

手続き

1. 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を高齢者支援課に提出してください。申請書は西合志庁舎高齢者支援課、合志庁舎総合窓口、須屋支所、泉ヶ丘支所にあります。市ホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp>)にも掲載しています。
2. 対象者には後日、「障害者控除対象者認定書」を交付します。(即日交付ではありません。早めに申請してください。)
3. 「障害者控除対象者認定書」を税金の申告時、申告書に添付します。確定申告をすることにより、控除が受けられます。
4. 平成20年分確定申告について発行します。

所得から控除される額

	所得税	住民税
障害者控除対象者控除額	27万円	26万円
特別障害者対象者控除額	40万円	30万円



地域の推奨産品を考えるシンポジウム



11月22日、ヴィーブルで地域の推奨産品を考えるシンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、主要産業が農畜産業の合志市で資源の掘り起こしと地域ブランド化の確立がもたらす効果について、市民の皆さんに身近に感じてもらう、新市構想の下で産業活性化を推進することを目的として開催されたものです。

事例紹介では、黒壁とガラス文化事業を組み合わせたまちづくりで、年間200万人もの観光客が訪れる滋賀県長浜市から「地域ブランドの構築」について、取り組みの経緯などがわかりやすく紹介されました。

パネルディスカッションでは、バイオフィレストサポーターセンター顧問の山川理さんをコーディネーターに、東海大学教授の柊田聖孝さん、大藪真裕美さん(須屋)、吉村明子さん(永江団地)らがパネリストとなり、「生産と消費の協働による地域ブランドの創造」のテーマで、それぞれの現状と課題、地域ブランドへの想いなどを語りました。

シンポジウムは、今後もテーマを変えて、開催する予定です。

●問い合わせ先

企画財政課 政策企画班(合志庁舎)
☎(248)1813

●償却資産とは？

土地・家屋・償却資産を総称して「固定資産」といい、「償却資産」とは、会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいいます。

「償却資産」の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、償却資産の所在地の市町村に申告することになっています。



業 種	主な償却資産
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、ルームエアコン、応接セット、簡易間仕切り、金庫、各種キャビネット、レジスター、看板、広告塔、ネオンサイン、内装・内部造作等、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、タバコ収穫機、コンベアー、サイロ、ハーベスター、ミルカー、コーンplanター、消毒装置、牛舎マット、乗用装置のない農耕用耕作機械等、農耕作業用自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)など
不動産(賃貸)業	アスファルト舗装、外構工事、駐輪場、フェンス、外灯、白線工事、車止め、門、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、集合郵便受け、ゴミ置場など
製 造 業	工場敷地内のアスファルト舗装、外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く)、旋盤、プレス機、溶接機、切削工具、その他の建設工業設備、足場材など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、スポットライト工事、自動販売機など
飲 食 業	家具、厨房設備・用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、サインポール、洗面設備、消毒殺菌機など
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープなど)、ベッド、給食用厨房器具など

以下の資産は申告の対象となりません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
 - ②取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
 - ③取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
 - ④無形減価償却資産(鉱業権、営業権、ソフトウェアなど)
 - ⑤自動車税および軽自動車税の課税対象となるもの。「家屋」として固定資産税が課税されているもの。
- ※②、③の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行なっているものは申告の対象となります

※平成20年度の税制改正で、機械および装置を中心に償却資産(固定資産税)の耐用年数が変更されました。平成21年度償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることになりますのでご注意ください。

※申告書類は12月に送付していますが、申告用紙が届かないなど、必要な場合はお送りします。ご連絡ください。

申告は2月2日(月)まで

提出・問い合わせ先

税務課

市税班(合志庁舎・固定資産税担当) ☎(248)1114

平成21年度

償却資産の申告をお忘れなく！